

令和6年度 M-ステ創業（事業承継）補助金

M-ステでは、三島市内で新たに創業する方又は事業を承継する方に対し、その創業、事業承継などに要する経費の一部を補助する制度を創設しました。

補助対象者

- ・三島市内で令和6年4月1日を基準として過去3年以内に創業をした小規模事業者
- ・三島市内で令和6年12月31日までに創業を予定している小規模事業者
- ・被事業承継者（事業を引き継がせる者）が三島市内で令和6年4月1日を基準として5年以上継続して事業を営んでおり、事業承継を契機として経営革新等を行う三島市内の小規模事業者
- ・創業日、事業承継日以降に、事業所が三島市内に店舗、工場等を有すること。

補助の内容

- ・補助率 2/3 以内
- ・限度額 20万円
- ・対象経費 機械装置等費、ウェブサイト関連費、広報費、委託費ほか
- ・加点措置 次の①～②に該当する場合に加点措置（最大1項目まで）
①三島市創業支援等事業計画に基づく認定特定創業支援等事業による支援を受けている者、②静岡県が規定する事業承継計画書を策定し、静岡県事業引継ぎ支援センターが認めた計画を有している者

申請手続

- ・募集期間 **令和6年9月2日(月)～9月30日(月)**（受付は平日に限ります）
- ・申請方法 所定の申請書類を持参又は郵送（申請期間最終日の消印有効）
- ・申請先 三島商工会議所（〒411-8644 三島市一番町 2-29）

補助対象となる小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業）

常時使用する従業員数が次のとおりであるもの

- ①製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業、娯楽業）、その他の業種（②を除く。）：20人以下
- ②卸売業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）、小売業：5人以下



挑戦の時、成功への道！
創業者、事業承継者を応援します！

申請・問合せ

三島商工会議所（TEL：055-975-4441、e-mail：info@mishima-cci.or.jp）